

# 町内会に関する条例検討委員会

## 第4回会議

### 会 議 録

日 時：平成30年3月23日（金）午前9時30分開会  
場 所：札幌市役所本庁舎 18階 第二常任委員会会議室

## 1. 開 会

○事務局（福澤市民自治推進課長） 皆様、おはようございます。

それでは、定刻となりましたので、ただいまから町内会に関する条例検討委員会第4回会議を開催いたします。

議事につきましては、鈴木委員長に進行をお願いいたしたいと思っております。

委員長、よろしくお願いいたします。

## 2. 議 事

○鈴木委員長 皆様、おはようございます。

本日は、お忙しいところをお集まりいただきまして、ありがとうございます。

議事に沿って進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、前回話し合われた提言の案と前文の案につきまして、事務局で整理していただいておりますので、説明のほどをよろしくお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） おはようございます。

それでは、まず、資料についてご説明したいと思います。

皆様の机の上に、町内会への加入声かけ参考書というものをお配りさせていただいております。こちらは、まだ印刷が済んでおらず、今、制作中のものですが、私どもの取り組みとしまして、町内会への加入の声かけの参考になるものとしてこういったものをつくっております。春には各町内会にお配りしたいと考えております。内容は、各区、また、今までまちづくりビジョンをつくった各町内会の方々にも中身を見ていただき、ご協力をいただきながらつくったものですので、ご参考にしていただければと思います。

また、今回お配りしている資料3ですが、町内会支援に関する事業とあります。こちらは、前回の会議の中で、福士副委員長から、札幌市がどんな事業、どのような啓発などを行っているか、いろいろ伝えたらいいのではないかというお話がありましたので、市民自治推進課が行っているものになりますが、平成27年度から29年度の事業の実施内容をまとめさせていただきました。基本的には、町内会の総合支援事業といたしまして、7つの事業がぶら下がっております。それぞれに対して、いろいろな啓発、シンポジウムなど、また、活性化支援といったことを行っております。それ以外に、地域コミュニティ活性化推進事業というのは、前回の会議でもご説明させていただきましたが、若い世代に地域活動をしていただくというものになっております。また、もう一つは、地域活動の場整備支援事業と言いまして、こちらは、活動をしたいが、場所がない団体に対して、活動の場を整備するという事業を行っているものになります。

その下には、参考として、どのように情報を発信しているかということです、今ご説明した声かけ参考書の前段となる「町内会活動のヒント」とか、「まちづくりのレシピ」というものをつくっております。こちらは、現物をごらんになりたい方がいらっしゃいましたら後でお声がけいただければと思いますが、適宜見ていただきまして、何か質問があり

ましたら、その都度、いただければと思います。

資料についてのご説明はこれで終わらせていただきまして、次に、提言書の内容の説明に入らせていただきたいと思います。

資料1をごらんください。

前回お話しさせていただいた内容を整理し、実際に提言として提出するイメージに整えたものが資料1でありまして、提言書、町内会に関する新たな条例の制定に向けてとなっております。

めくっていただきまして、目次はこのような形で整理させていただいております。

「はじめに」、Ⅰ 条例に盛り込むべき事項、Ⅱ 検討委員会からの意見等について、Ⅲ 参考資料という構成となっております。

中身についてですが、「はじめに」がまだ空欄となっております。こちらにつきましては、事務局と鈴木委員長でご相談させていただいて「はじめに」の文章をつくらうと思っておりますので、よろしく願いいたします。

2ページ以降は、前回話し合われた提言の内容になります。こちらについては、基本的には事前に送らせていただいているものと一緒になっておりますが、確認していきたいと思っております。

Iとして、条例に盛り込むべき事項、第1の条例の構成や考え方につきましては、前回と同様となっております。

第2の基本的事項としまして、名称につきましては、後ほど皆様とまたご議論をしたいと考えております。

2番の前文は、文章を入れさせていただきました。前回、キーワードについてお話ししていただいておりますが、いただいた内容をもとに案を作成しております。丸ポチでそれぞれの固まりをつくっておりますので、簡単にご説明します。

一番最初が、町内会の現状ということで、町内会は、多岐にわたって私たちの生活を支えるなど、地域コミュニティの中心的な役割を担うことで市の発展に大きく貢献してきたこと、次は、課題として、しかし、少子高齢化や核家族化などによる世帯構成の変化や集合住宅の増加などによる居住形態の変化のほか、いろいろな生活環境の変化などに伴い、町内会においては、加入率の低下、役員の高齢化や担い手不足などにより、地域の活力が低下していくことが危惧されているというふうにとまとめております。

次は、町内会の重要性の意見をまとめたものになりまして、町内会は、世代を超え、地縁によって結ばれた支え合いの場である、子どもや高齢者の日ごろの見守りだけではなく、地震や豪雨などの自然災害をはじめとする非常時に備えるためにも、今後ますます必要となる地域の重要な力である、また、身近な市民参加の機会であり、住民主体のまちづくりを進めるための礎となるということで、こちらは前にお送りしたのから少し変更しております。

次は、皆様の思いを表現しておりまして、私たちは、「人がまちをつくり、まちが人を

つくる」という思いを共有し、地域の一員として、このかけがえのない札幌のまちを未来の世代に引き継いでいく責任があると整理しております。

最後に、結びとしまして、札幌市には、市民が主体のまちづくりを基本理念とする札幌市自治基本条例と札幌市市民まちづくり活動促進条例が定められている、これらの条例に掲げられた理念を踏まえて、地域コミュニティの中心的な役割を担う町内会を応援するためにこの条例を制定するとして、前文をまとめさせていただいております。

こちらの内容については、また後で確認したいと思っております。

次に、3番の目的ですが、基本的には、前回と同様とさせていただいておりますけれども、それぞれの役割を定めるというところを、市の責務等を定めると簡単にさせていただいております。

次の4番の定義につきましては、町内会の定義のみにさせていただいております。前回の議論の中で、地縁に基づいて形成された単位町内会としておりましたが、こちらを町内会として、単位町内会に限定せず、町内会と広く定義する形がいかがかと思っております。

次に、5番の基本理念につきましては、前回お話しさせていただいた二つ目の丸ですが、町内会の活動が行われるに際しては、地域住民が譲り合いの気持ちでさまざまな価値観や自主性を尊重することというふうに、それぞれが思いやりの気持ちを持ちましょうということをつけ加えております。

次に6番のさまざまな主体の役割・責務に進めます。

(1)の町内会の役割についてです。前回、もう少し厚く書いたほうがいいのかというお話等もございましたが、ちょっと整理をさせていただき、また、順番等も加入促進に努めることは後ろのほうがいいのかというお話もありましたが、一旦、この形で整理させていただいております。追加としては、二つ目の丸の「町内会の活動に関する情報を積極的に提供し」ということを加えておまして、地域住民が世代や性別を問わず参加や協力をしやすいものとなるよう努めることという形にしております。また、運営の透明性については前回と同様としておまして、最後のところで、地域コミュニティの維持及び形成のために、「他の町内会をはじめとして」とさせていただいて、こちらに連合町内会とか近隣の町内会を想定したものを含め、さらに、他の団体との連携のところでNPOや事業者などを含めたとしてほかのものの例示を加えております。

次に、市の責務としましては、1番はそのまま地域住民の自発的な町内会への加入について支援を行うこととしております。

二つ目のところで、わかりやすく整理するために、「町内会に対する地域住民の理解や関心を深め」の後に、「町内会の活動への地域住民の一層の参加や活動を促進するために」ということをつけ加え、そして、広報活動、啓発活動、その他財政面も含めた必要な支援を行うこととしております。また、町内会の活性化に関する施策を行う際には町内会の意見を勘案して行うことと入れさせていただいております。

次は、そういった施策、事業の実施に当たり、町内会に協力を依頼する場合には、町内

会の負担が過重にならないよう十分に配慮することとしております。

最後に、市職員は、地域コミュニティの重要性を理解し、その活性化を推進する視点に立って職務を遂行するものとする事となっております。これも、前回の会議の中で、福士副委員長から、昔は、札幌市の内部でも札幌市の職員が町内会活動や地域活動に参加するようにという指示が出ていたのではないかというお話がありました。実はこちらを確認してみますと、平成16年に、自治基本条例を制定するに当たりまして、市民自治を考える市民会議がつくられ、市民参加のあり方について議論しております。そして、自治基本条例を制定していく前段で、平成16年に札幌市で市民自治推進プランというものを策定しております。この中の基本施策としまして、市民との協働推進が掲げられていて、その中の具体的な取り組みとして、職員も地域の一人として積極的に地域活動やボランティア活動に参加し、市民とともに汗を流す運動を全庁的に展開すると定められております。そこで、このプランに基づいて庁内に周知されているような状況になっておりますので、これを踏襲し、この内容を同じように再度入れていくのがよろしいのかなというふうに考えております。市職員も参加していく意識を持つことにつきましては、後ほど出てくる検討委員会からの意見等でも再度触れておりまして、こちらでは市職員が職務を遂行する立場としてのものを入れさせていただいております。

(3) 事業者の役割は、市内に事業所を有する事業者の役割として、自分がその一人だとわかるようにするという事で、2行目のところに、「みずからもその一人として」という文言をつけ加えております。住宅の建築や販売、賃貸や管理を行う事業者については、「住宅の建築等を行うに当たり」という文言を追加しております。

以上が、提言の内容の前回からの変更箇所となっております。

続きまして、検討委員会からの意見等につきましてご説明をいたします。

基本的には前回と変わっておりませんが、2番の情報発信のところでは少し文言整理をさせていただいて、「地域のイベントやPTAが集まる入学式、新規入居者への挨拶回りなどのさまざまな機会を捉えるとともに、SNSなどを活用しながら積極的に情報発信することが大切です」としてあります。

最後に、3番の担い手と4番の連携はそのままにしておりまして、5番の市の取り組みのところでは、職員も地域住民の一人として、「協力して町内会活動を行う意識を持つことが大切です」と、再度、記載させていただいております。

最後に、次のページの6番の条例の周知というところですが、前回、細則やマニュアルみたいなものがあつたほうがいいのではないかというお話もありましたので、その部分を加えてあります。今回、「条文だけでは伝わりにくいことから、条例の内容をわかりやすくまとめ、どのような意味を持つのか説明する手引などを作成し、町内会活動に役立てられるようにすることが重要です」ということを加えてあります。

以上が全体の中身になりまして、それ以降は、参考資料としまして、皆様の名簿と会議の開催経過をつけ加えた形で整理したいというふうに考えております。

説明は以上になります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

前回の委員会でさまざまな意見が出されましたが、それらをうまくまとめていただいたと思います。文言が中心になろうかと思いますが、ただいまご説明いただきました提言案の内容につきまして、皆様にご確認していただけたらと思います。

ご意見、ご質問等があればお願いいたします。

○富士副委員長 6番のさまざまな主体の役割・責務についてです。これは(1)(2)(3)という分け方をして、いろいろとポチ印を書いています。これも条例の中に一緒に織り込むという考え方でいいのですか。

○事務局(高橋地域支援担当係長) そうです。条例の中に織り込むものとして整理しております。

○富士副委員長 ここが一番肝心なことのひとつだろうと思います。やっぱり、具体的なある程度のアウトラインみたいなものを出してあげたほうが、条例の持つ意義が強く生きるのかなと思いますので、この辺はきっちり精査したほうがいいのかなと思います。

○鈴木委員長 気になる文言とかキーワード等はございますでしょうか。

○富士副委員長 特別にはないですね。

○鈴木委員長 気をつけて精査したほうがいいというご意見ですね。

○富士副委員長 札幌市民がこれを見たときに、ばっと食いつきやすいような状況になるかどうか。これは、当初から懸念があったことなのですが、その辺に十分配慮した文面をつくっていただいているので恐らく問題はないと思うのですが、やっぱり、こういうものを一般の方々にいかに浸透させるかという工夫をしていくのも大きな仕事のひとつだと思います。

○事務局(高橋地域支援担当係長) いただいたご意見は、先ほど説明させていただいた意見のほうでまとめさせていただいております。前回もかなり出てきていた細則とかマニュアル、また、この条文はこういう意味ですといったものを整備して、皆様にきちんと伝わるような形でフォローしていければと考えております。

○富士副委員長 それから、前回も話したのですが、条例の文章に関してはこの提言書でいいと思うのですが、これに伴ういわゆるサブ的、マニュアル的なものもこの文面の中には入っているということですね。たしかマニュアル的なものの作成を提案していたと思うのですが、今回、そういうものも一緒につくるという考え方でいいのですか。

○事務局(高橋地域支援担当係長) 意見のほうにも書いておりますように、基本的にはそういったものをつくっていくことで整理しております。ただ、今回のこの中にはまとめられないので、意見の中で、役立てるようにすることが重要ですよということで皆さんに意見を出していただいたので、市の私たちのほうでそういったものをまとめていく作業を行っていきたいと考えております。

○鈴木委員長 重要ですよという言葉で締められていますので、ぜひつくってほしいという

ニュアンスが込められていると思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

○五十嵐委員 3ページの最初に、町内会はというところがありますね。その中で、町内会は身近な市民参加の機会でもありますが、今、健康な高齢者が多いということもありますので、身近な活動の場でもあるのかなという思いはあります。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 3ページ目の最初の丸のところ、町内会は、世代を超えて、地縁によって結ばれた支え合いの場であるとともに、活動ということも入るのではないかとということによろしいでしょうか。

○五十嵐委員 はい。

○富士副委員長 それから、いわゆる事業者のくくりはできているけれども、町内会にきちっとしたバックボーンがないなど、町田委員と下でちょっと話していましたが、そこら辺のお考えはありますか。

○鈴木委員長 今、富士副委員長から事業者のバックボーン……

○富士副委員長 事業者に対しては、規則的なものは大体つくれるけれども、肝心の町内会の部分に関してのバックボーンになるもの、いわゆる強制ではなくてと。

○町田委員 協力要請ということですか。

○富士副委員長 そういうものがないようなことを下で言っていたのですね。

○鈴木委員長 それをしっかりと表現したほうがいいのではないかとということですね。

町田委員、ご指名ですので、お考えを少しお聞かせください。

○町田委員 この事業者の役割ということですが、例えば、集合住宅の場合には、ここでも書かれていますけれども、建築主、そして、その集合住宅を管理していく管理会社等が必ず絡んでまいります。ですから、最初のそこを関所として、それらの業者に町内会の加入の協力要請をしっかりと図るようにする。そうした共同住宅が新しく供給されていきますので、その入り口の関所のところで漏れないように、町内会条例でしっかりと大義名分をつくって協力をお願いすると。町内会の加入率を上げるためには、これが非常に効率的でいい戦略ではなかろうかというふうに私は思っております。

それから、先ほど富士副委員長と下でお話ししたのですが、これもダブることになるのですが、マンションというのは管理規約があるのですね。この管理規約というのは、国交省において、5年ごとに、そのときの時勢に合わせてそれぞれの専門家を集めてモデル規約をつくり、公布します。そうすると、各マンションは、それに沿って自分たちのマンションの規定を改定して、集合住宅の管理を維持していくという流れになっております。そういう中で、町内会の場合は、どうしても、これは任意団体ですから、各地区のそれぞれのルール、システムでやってくださいということになっております。それはよくわかるのですが、やはり、町内会の組織として最小限度のしっかりしたものを発信していただかなければいけないと思います。私もこの関連でいろいろ携わることになりましたが、私は自身の町内会しか知りません。ところが、この場を通じて感じたのは、それぞれの連合町内

会の活動はみんなそれぞれだなということを非常に痛感しております。例えば、私のところの連合町内会の場合には、単町の会長を集めた会長会議というのが年に11回行われまして、休みは1月だけなのですよね。ところが、他の連合町内会の場合には、それが6回であるとか、それから、ある連合町内会の場合には、単町の会長は全員が出席しません。3つ、4つの単町がグループを組んで、一つが代表になって出ておられるような形もあって、連合町内会の活動がみんな違うというのはちょっとした驚きでした。不勉強で非常に申しわけないのですが、それぞれの組織でそんなに異なるのかなというのが私には驚きだったという実感を持ちました。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

町田委員は、以前から、この条例の中でうたわれることによって事業者はそれに従う傾向があるので、やはり、きちとうたったほうが良いというお話をいただいていた。文言については、今回、事業者の役割ということで、二つ目の項目がそれに当たるかと思いますが、表現としてはこのような感じでよろしいでしょうか。

○町田委員 これ以上のものはいかがなものかなというところもあります。このような形でしっかり文言が入っているのであれば、我々としては、これを大義名分としていろいろ要請できるような気がします。

○鈴木委員長 努めることとなっています。義務まではいきませんが、努力義務みたいなニュアンスが入っていますので、協力要請という意味ではよろしいのかなと思います。

ちょっと思ったのは、住宅の建築等を行うに当たりとありますが、その前に賃貸や管理を行うと入っていますので「等」に含まれているとは思うのですが、中古市場もかなり多いと思うので、仲介といったことは入れなくてもよろしいでしょうかね。

○町田委員 この中には、賃貸や管理を行う事業者と入っていますね。ですから、これは管理会社ですからこのような表現になったのではないのでしょうか。私はこれでよろしいかなと思いますよね。

○鈴木委員長 あえて仲介等は出さなくても大丈夫ですか。建築等で、建築がメインのような印象も受けるのかなと思ったのです。

○町田委員 住宅の建築や販売、賃貸や管理を行う事業者は、ここではデベロッパーと管理会社を指していますね。それが、築15年とか20年という共同住宅の場合には、事業者というより、そこに住んでいる住民の皆さんが町内会加入に合意されるかどうかというところがありますので、とりあえずはここに入っている事業者の役割としての文言でよろしいのではないかと私は思います。

○吉田市民自治推進室長 補足させていただきますと、前回の3回目の検討委員会の際に、それまで検討されてきた提言書の中身を条文にしたらどんなふうになるだろうかということをご様にイメージしていただくために資料をおつくりしております。条文となりますと、やはり厳密に定義をしていかなければいけないところがありますので、今おっしゃっているような住宅の建築、販売、賃貸、管理という中に、括弧書きで「これらの代理または媒

介を含む。以下、住宅の建築等という」というような文言を入れるなど、条文で表現するとすればそこまでやらなければだめだということになります。しかし、今回、提言をいただく中では、そこまでテクニカルなものにこだわらなくてもよろしいのかなということで、一旦お示しさせていただいた形で、意味としてそういうものが含まれていることを皆様からお話しただけならば十分なのかなと思っておりました。

○鈴木委員長 どうもありがとうございます。

強調という意味で申し上げさせていただきました。条文の検討ではありませんので、それは専門家の方がやっていたただけるとお思います。

そのほかに何かございますでしょうか。

私からは、4ページの今の事業者の役割のちょうど上に当たりますが、市の責務の最後の項目で、前回を受けて文言を修正していただいたとお思いますけれども、「その活性化を推進する視点に立って、職務を遂行するものとする」と書いてあるこの「職務」というのは、本来の職務という意味ではないですよ。地域に入って、一住民としてという意味ではなかったですか。いろいろな部署がありますけれども、その本来の職務に当たるといってよろしいのでしょうか。

○事務局（福澤市民自治推進課長） この職務を遂行するというのは、市の職員の立場として業務を遂行するという意味で、そのときの心構えというのでしょうか。

○鈴木委員長 市職員としての職務という意味でよろしいのですね。

○事務局（福澤市民自治推進課長） はい。そして、プライベートのほうで町内会に積極的に参加してほしいというのは、委員会からの意見のほうに入れさせていただいたということです。

○鈴木委員長 わかりました。では、分けて考えてよろしいのですね。

○事務局（福澤市民自治推進課長） はい。

○鈴木委員長 それから、3ページ目の上から二つ目です。これで全然問題ないと思いますが、「人がまちをつくり、まちが人をつくる」ということで、まさしくこのとおりですけれども、前回も申し上げさせていただきましたとおり、最近、つくるものではなくて、育てるものみたいになって、まちづくり系の学会の中ではあえて「育」を使っている場合もあります。まちづくりと結構言ってきていますので、「つくる」でも問題ないですが、子育てと同じように一緒に育てていくものだ、みたいなイメージで、まち育てとか、まち育ちというのはいかがでしょうか。

○富士副委員長 このことについては、私が冒頭で言ったまちづくりの基本的な哲学的要素がありますから、今、鈴木委員長がおっしゃった、育てるという意味も入るのですね。ですから、こういう一つの目標という部分の意味を兼ねて、多分こういう文章で入れたのではないだろうかと。私は強制したつもりは何もないです。

○鈴木委員長 問題はないのですけれどもね。

○富士副委員長 そこら辺をどういうふうに解釈するかは、皆さんの判断ですね。

○鈴木委員長 この委員会の思いとして、つくり育てでもいいのかなと思って、少し申し上げさせていただきました。

後でご意見があればお聞かせください。

言葉の問題なので、思いは皆さん一緒だと思います。

それから、同じ3ページが一番下に、町内会の活動が行われるに際しては、地域住民が譲り合いの気持ちでと書いてあります。この譲り合いも、これで全然問題ないですし、いい言葉だなとも思うのですが、前回までの議論で、住民の話ばかり聞くのもどうなのかなということもあったかと思います。そうすると、譲るという表現でいいのかなという思いもありまして、譲り合いの精神というのは非常にすばらしい言葉でいいけれども、何か、思いやりと言うとぼけてしまいますか。問題ないとは思いつつも、ご意見があれば後でお聞かせください。

私が少し注目していただきたいなと思ったテーマは以上です。

そのほかに何かございますでしょうか。

○五十嵐委員 今、委員長がおっしゃったように、私もこの譲り合いのところがひっかかかっていまして、譲り合いの精神が今の町内会にはどうなのかな、譲り合っていたら町内会はそんなに活性化しないかなという思いもあります。やっぱり、ともに生きるとか、支え合いのほうの方がわかりやすいのかなと思います。

○鈴木委員長 支え合いの気持ちみたいな感じですか。

○齋藤委員 私も同様の意見で、譲り合いだと、頑張っている方にどうぞみたいな感じがあって、言葉のイメージとして活性化にはつながらないかなと思いました。やっぱり、足が先に進むような感じというか、歩み寄るとか、積極性も含まれるように、自分も進むのみたいな感じのイメージがいいかなと思いました。

また、その前に委員長がおっしゃられていたつくるというのも、つくるという意識があるのは、町内会活動をある程度されていた経験がある方だと思います。これから始めようという方に地域をつくるのだという意識はなかなか難しいかなと思うので、ここは、養うとか育むとか、一員になることに意味があるというような表現がいいのかなと思いました。

それから、全然関係ないのですが、町内会への加入声かけ参考書の30ページにFAX番号を書くとあります。加入声かけに役立つこの資料はすごいすてきだなと思いますが、最近の若い世代だと、私もPTAの活動をしてFAXでご意見を集めたくてもご家庭にFAXがない方がすごく多いので、これに代わるいい方法が何かないかしらとちょっと思いました。

○鈴木委員長 町内会館には必ずFAXがあるという前提なのですか。送り先はどこを想定しているのですか。

○事務局（高橋地域支援担当係長） ここは、それぞれの町内会の加入のご案内なので、それぞれの事情に応じて、まちセンを使わせていただいたり、町内会館だったり、個人で使われる場合もあるかもしれませんが、特に限定したものではないです。

○鈴木委員長 記入例ですものね。でも、右側に、できるだけFAXで受け付けられるようにしましょうと書いていますね。

○五十嵐委員 5月から地デジでやっていますよね。だから、ああいうところでもPRさせていただいて、きっかけづくりをしていただければありがたいと思います。若い人は、やっぱりそういうものを見るのかなと思います。

○鈴木委員長 時代に合わせて、SNSやメールをうまく活用するのも一つだと思います。

○事務局（高橋地域支援担当係長） ここはほぼ印刷にかかり出すところですが、実は、これも、各区の皆さんとか、幾つかの町内会の方にも見ていただいている、この形であればというところもありました。FAXでと書いているのは、直接持っていくことにハードルがあるのではないかという思いがあるので、顔を合わせなくてもできる方法があることを示す一つのヒントだと思っていただければいいかなと思っています。

○鈴木委員長 参考書ですものね。

本来のほうに戻りたいと思いますが、ここは条例文そのものの検討の場ではありませんので、余り細かくこだわってもということもございます。ただ、そうは言いつつも、やはりこの委員会の思いとかニュアンスを報告書としてまとめる形になりますので、先ほども私が問題を提起させていただきましたが、つくりとか、譲り合いとか、そのほかも含めて、皆様にいい文言があればアイデアをお出しいただきたいと思います。いかがでしょうか。

つくりのところも、先ほど、まち育ての育つ、育むという案が出ましたが、今までまちづくりという言葉がずっと使われてきていますし、いろいろなニュアンスが入っているかと思っています。

○福土副委員長 育てだね。まちづくりですが、「人がまちを育て、まちが人を育てる」というふうな優しい文面にしてあげたほうがつかめるのかなと思います。

また、5番目の地域住民の譲り合いですが、住民の協調性とか、そういった文面を入れたほうが文章としてはわかりやすく、みんなで協力できる体制づくりができるような感じがしますね。

○齋藤委員 今の5の基本理念のところ、私は先ほど歩み寄りと言ったのですが、まずは、どういうふうに町内会活動があるのかとか、まちがつくられているのか、そこにどういふ人がかかわっているかというふうに関心を持つ、注目するみたいな言葉が入ると、それだけでも活動の一つになるのかなと思います。関心のない方にも、そういえばあるんだよなというふうに少しでも思ってもらうことが重要で、それも参加の一つかなと思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

先ほど申し上げるのを忘れたのですが、前回の委員会で価値観や自主性についても議論が出ました。ですから、勝手に自主性を重んじるのではなくて、お互いに理解した上で先ほどの歩み寄りにもつながってきますので、そういう文言があればいいかなと思っていました。

○木村委員 私も、先ほど齋藤委員がおっしゃった地域住民が歩み寄りという言葉がすご

くいいなと思いました。やはり、何か活動しなくても、知りたいという気持ちがあると、その気持ちが地域に役立つということを発信したいです。私自身が今やっている活動は、やらないよりやったほうがいいのか、知らないより知ったほうがいいのかと思ったからです。誘われたから、じゃ、知らないで終わるより、知ったほうがいいのかという形で参加させてもらっているの、そういう意識を持ってもらうことが大事かなと思っております。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

川北委員、町内会をつくり上げてきた立場として、文言とかこういう表現もあつたらいいのではないかという意見はございますか。

○川北委員 話が変わってしまいますが、いい文章をつくっても、どうやってPRしていくか、周知していくかということに尽きると思うのですね。そこで、どうやって情報を発信していくか考えたのですが、自分自身を考えると、やっぱり人が集まる場所でPRすることだなと。私はマラソンをするのですが、札幌マラソンだとか、札幌ドームのリレーマラソンには、我々三、四十代から上の方、また子どもたちまで、いろんな世代の人がすごく集まってくるので、そういったところでブースだとか何かを設けたりして、私たちが先頭を切ってPRしていくと。どれだけ関心を持ってくれるかわかりませんが、とにかくこういったことがあるのだよとまず知ってもらって、中身はそれからだと思うのです。

今、関心のない方が多い中、どうやって周知をしていくかというところばかりを考えていまして、文言の一個一個は、皆さんのすばらしい意見や言葉の表現があつたので、自分としては全然いいと思います。ですから、子どもたちもひっくるめて、とにかく全ての世代に何とか知ってもらって共感してもらうところに頭が行っています。

○鈴木委員長 重要な視点ですね。6の周知のところ、札幌市にこれもあれもと言うつもりはありませんが、少し人が関心を持つような機会での周知をと。マラソンと書くわけにはいかないと思いますが、今までもお祭りのテントか何かで出していらっしゃったと思います。マチトモ関係でしたか、ぜひ、そういった周知をしてほしいということでした。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 6ページの条例（理念）の周知についてのところで、今の例示では手引などを作成しとなっていますが、そこに今言われた趣旨のこともわかるような表現で追加するように考えます。

○鈴木委員長 表現については、このような感じでよろしいでしょうか。

そのほか、何かよろしいでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○鈴木委員長 文言とか表現、あと、皆様がぜひ入れてほしいと言っていたものに関して、きちっと表現されているということでよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○鈴木委員長 ありがとうございます。

それでは、ちょうど1時間ほど経過したので、10分ほど休憩をとらせていただきます。

[ 休 憩 ]

○鈴木委員長 お時間となりましたので、再開させていただきたいと思います。

先ほど文言を中心にいろいろとご意見をいただきましたが、結論が出ていない部分もあるかと思しますので、議論していた部分について事務局に文言の確認をお願いしたいと思います。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 今、文言として出ていたものにつきましては、主に3ページ目になるかと思いますが、最初に、町内会は、世代を超えて、地縁によって結ばれた支え合いの場であるというところに、活動も入るのではないかということが一つございました。こちらについては、他の部分も含めて文言の整理等をさせていただきたいと思っております。

次に、私たちは、「人がまちをつくり」以下のところは、「まちが人を育てる」という形にしてはいかがかということは、皆様のご同意をいただけたのかなと捉えておりますので、このように変えさせていただいてはいかがかなと思っております。

最後の基本理念で、今出てきていた譲り合いの気持ちの部分につきましては、今のところ、まだ結論が出ておりませんので、この後、またお話しただいて、結論が出ないということであれば、こちらの部分と先ほどの活動の場の整備については、よろしければ事務局にご一任いただき最終的に整理したいと思います。

○鈴木委員長 ただいま事務局に文言の確認をしていただきました。

一つは、3ページの一番上ですが、支え合いの活動の場ということで、場にはいろいろな意味を広く含んでいますので、周辺のニュアンスも含めて検討していただきます。

また、つくりを育てるに変えさせていただくことはよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○鈴木委員長 また、最後の譲り合いのところですが、歩み寄るとか、協調性とか、そういった文言がよいのではないかというニュアンスが多かったと思いますけれども、表現についてご意見があればお願いいたします。

○福土副委員長 事務局に一任します。

○鈴木委員長 思いについては、事務局もよく理解していただけたかと思えます。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 譲り合いの気持ちでというところは、お互いに歩み寄りながらという表現ではどうかなと今話しておりました。

○鈴木委員長 地域住民がお互いに歩み寄りながらさまざまな価値観や自主性を尊重することと。

○福土副委員長 とてもいいのではないですか。

○鈴木委員長 受け身というか、他人任せではなくて、それぞれの立場でみずからも歩み寄り、そして前に進むというニュアンスも入りますので、こういった表現でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○事務局(高橋地域支援担当係長) 追加ですが、先ほど出ていたお話として、川北委員から、条例の周知の方法についてマラソン等の案も出ていたかと思います。この部分については、条文のほうではなくて、検討委員会からの意見等の中で、2番の情報発信もありますけれども、6番の条例の周知において情報発信の方法も改めてつけ加えさせていただきますので、こちらはちょっとお時間をいただければと思います。

○鈴木委員長 この辺も、ニュアンスはわかっているかと思いますが、事務局に一任して、私か富士副委員長が確認させていただくことでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○鈴木委員長 ありがとうございます。

そのほか、提言案につきまして、全体を通して何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○鈴木委員長 最後に全体を通してご意見を伺いたいと思いますので、そのときに出していただいても結構です。

続きまして、条例名について検討したいと思います。

条例名称の案につきまして皆様から事前にご提出いただいておりますので、資料2をごらんください。また、私も宿題と思ってコピーしてお持ちしましたので、それも追加であわせてごらんいただければと思います。

しつこいようですが、今回は条例そのものを検討する委員会ではございません。あくまでも、提言の中で、趣旨としてこういった名称がよろしいのではないかと提案する名称になっていますので、別に一つに限らなくても構わないですし、一押し案を幾つか併記して出すことも可能だと思います。あるいは、余りずらずらと並べず、この委員会として望ましい名称を一つか二つ示して、こういう意見もあったと補足資料をつけることもあると思います。

○事務局(高橋地域支援担当係長) 提言の中身としましては、名称のところは例として幾つか併記させていただき、最終的な報告書の中でこのような案が出ましたというふうに整理させていただきたいと考えております。

○鈴木委員長 そういったことなので、今のお話を踏まえて、お互いの条例名をごらんいただきながら、一押し案ではありませんが、これがよろしいのではないかというご意見を頂戴いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

私の案で最後に入れさせていただきましたが、どこかの都市の条例案でも通称名ということで呼びやすい名前を併記したものがございました。多少、長目でも正式な条例名があって、呼びやすく親しみを持ちやすい、そして言葉を発しやすい通称があると、PRする意味では非常にいいと思います。CMでもそうですけれども、メロディーをつけるわけにはいかないと思いますが、ちょっとリズムに乗って頭に残るフレーズがあるとよろしいかなと思います。いかがでしょうか。

皆さん、自分自身で考えたのが一押しでしょうか。ただ、これは、多数決というわけにはいきませんよね。また、ここに挙げられている案だけではなくて、こちらのフレーズとあちらのフレーズを合わせてとか、組み合わせを変えても構いません。我々も論文を書くときによく言われますが、やっぱりタイトルが一番重要で、タイトルがよくないとその下も興味を持ってもらえないということがあります。そういう意味で、少しすっきりさせて、今回の委員会で強調したいフレーズをきちっと条例の名称に入れるのも一つかなと思います。逆に、親しみやすい名称で、これは何かなということでも条例文を読むということもあります。いかがでしょうか。

○福土副委員長 参考になるかどうかわかりませんが、2ページに例として「札幌市○○○○○○条例」と書いていますので、シンプルに、平仮名で「札幌市ちょうないかい条例」と、ちょうど7文字なのでぴったり入るのですよ。あるいは、地域でもネーミングの募集をすることがよくありますが、小学校の生徒は非常に頭がやわらかいですから、非常にいいアイデアが出てきます。例えば、郵便局の歴史的な建物があって、その名称を募集したときには、簡単明瞭に、平仮名で「ぼすとかん」と。これが今の名称になっているのですね。そういったほうが愛称としてわかりやすいなど。余りくどくどと書くのはどうなのかなと、そこら辺を考えたほうがいいのかと感じます。

○町田委員 私も三つか四つを出ささせていただきましたが、みんなの札幌わたしたちの町内会条例がシンプルでよろしいかなと自画自賛しています。

これは、形が決まったらパブリックコメントをお考えですね。ですから、そのときに合わせて条例名も同時にお諮りするのもよろしいかなと思っておりますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 パブリックコメントのときに、そうした形をとるのは可能なのでしょうか。

○事務局（福澤市民自治推進課長） 今回の提言の中には、名称の考え方も書いてありますし、例示をするということですから、できれば二つ、三つぐらいの例示に絞っていただいて、それを提言書に書かせていただければと思います。ほかに出てきているものは報告書のほうにつけさせていただくようなイメージで考えていますので、ぜひ二、三点ぐらいの例示を考えていただければいいかなと思います。

○鈴木委員長 名称を例示するということですね。

あと、この委員会が決めるべきことではないのですが、この委員会として例示するとしても、場合によって、小学生とか若い人に関心を持ってもらうために通称名の募集をかけるとか、もしくは投票するとか、そういうことも一つのPR方法だと思います。コストもかかってしまうとは思いますが、そのようなことは可能なのでしょうか。

○事務局（福澤市民自治推進課長） ほかの都市で通称を決めているものについては、通称も含めてきちんと議決を得て定めております。その場合には、条例をつくる前に、通称のところもとなるので、どういう手続でやるのかというのは今すぐにお答えできないかなと思います。ただ、実際にでき上がった条例を周知していくに当たって、お子さんたちに

も興味を持ってもらえるように通称をつけてくださいと展開していくことはできると思いますので、そういう意味では実質的にはできるのではないかなと思います。

○鈴木委員長 条例ですので、なかなか難しい面もあるかと思いますが。通称ではなくても、キャッチフレーズとか、広げるためのアイデアとか、若い人を中心にこの条例に興味を持ってもらうという意味で、先ほどのマラソンの話にもつながりますが、PR、周知方法をいろいろ考えて工夫していただきたいということで、そういった表現でとどめたいと思います。

○齋藤委員 私は宿題を忘れていまして、済みません。

札幌市町内会を中心としたというところと、あと、市がすごく丁寧に応援しているんだということがわかる名前がいいなと、そして、新しいとか未来という言葉が続くと、今までと違うのだということで注目されるのかなと思っていましたが、そんなふうを考えていながら提出できませんでした。

そういう中で、ほかの都市の条例の例と比べても、全体的にすごくわかりやすいと思いました。また、私は、やっぱり、マチトモ条例とかマチトモの輪条例みたいな感じで、通称は絶対にあったほうがいいという意見です。

それから、鈴木委員長の条例名称案で、四つ目の札幌市町内会を中心としたまち育て条例もすごくいいなと思いました。また、資料2の4番目にある札幌市地域で結び未来へつなぐ町内会応援条例というのも、地域で結びという部分がなくて、札幌市未来へつなぐ町内会応援条例でもすてきななと思いました。

私は全体的に漢字が多いと余り見る気がなくなってしまうので、下から二つ目の町内会と共にというところに札幌市をつけて、札幌市町内会と共に人と人が支える地域づくりの条例というのもわかりやすいというか、いいかなと思いました。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

そのほかにございませんか。

○五十嵐委員 通称案では、やっぱりマチトモのキャンペーンがたくさんされていますし、知っている人は結構いますので、これがいいかなと。私は、鈴木委員長の札幌市町内会マチトモづくり条例がいいかなと思っています。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

やはり、通称はあったほうがいいというご意見が多いかと思いますが、マチトモというのは片仮名が多いのですか。

○事務局（高橋地域支援担当係長） マチトモは片仮名で表記をしています。

○鈴木委員長 皆さん、マチトモというフレーズが残っているのかなと思うのですが、今までこういった広告・宣伝活動、普及活動を行ってきていると思いますし、マチトモを入れることによって親しみを持ってもらうと。平仮名、片仮名は、結構やわらかい印象もありますね。マチトモ条例というのもありますし、マチトモの輪条例とかマチトモづくり条例もありました。どれもすばらしい案なので、難しいと思います。

○福士副委員長 まず、札幌市マチトモ町内条例を一つの例に挙げてやったらいいということと、もう一つは、先ほど齋藤委員が言ったような夢のある名前を一つにして、余りあってもどうにもならぬと思うので、その二つぐらいに絞って加えるようにしたほうがいいのではないかなと思います。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

夢があるという意味では、先ほど齋藤委員がおっしゃっていましたが、新しいとか未来へという意味で、案の四つ目にぜひ入ったほうがいいということですか。

○福士副委員長 そうですね。

○鈴木委員長 先ほど出されたのは、四つ目の札幌市地域で結び未来へつなぐ町内会応援条例という町内会を応援する条例ですね。あと、下から二つ目は、札幌市がついていないのですが、普通は札幌市何とか条例とつきますよね。そういう意味では、札幌市町内会と共に人と人が支える地域づくりの条例、地域づくり条例でもいいですか。

「ともに」も、最近は漢字を使わない場合が結構多くて、平仮名のほうがやわらかいですね。

それから、私が出させていただいた4番目の札幌市町内会を中心としたまち育て条例は、先ほど齋藤委員がいいなと思った案ということでした。

私の案は、括弧書きのところもありますが、あえて中心としたと入れました。今回は町内会にフォーカスを絞った条例ですので、町内会に限ってもよかったのですが、いろいろと巻き込んでという部分もありましたので、あえて中心としたと入れました。

そのほかに何か気になったものはございますか。

○川北委員 私は、子どもたちとか全世代にわかるように、みんなのまちづくりだというように平仮名ばかりを並べました。でも、「づくり」というのはちょっと固いかなと思ひまして、案の下から4番目に札幌市みんなと私の町内会条例とありますが、「みんな」というのは入れたほうがいいのかなと思います。それから、鈴木委員長の案のまち育てで、ちょっと長いですが、みんなとまち育て町内会条例と。育ての「育」は、漢字にならざるを得ないでしょうけれども、「みんな」というのは平仮名にしてわかりやすいようにしたほうがいいのかなと思ひました。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

新たな組み合わせで、みんなでまち育て、どうですか。

○川北委員 みんなでのほうがいいですか。

○福士副委員長 みんなでだね。

○鈴木委員長 まち育てというフレーズは、余り耳なれていないのでどうかなと思いますが、子育てで考えると、みんなで子育てみたいな、みんなと子育てではないですね。みんなでかもしれませんね。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 確認ですけれども、今出ていましたみんなでまち育て条例の案が出た場合に、札幌市町内会と頭につけるイメージでよろしいでしょうか。札

幌市は必ず入ると、町内会に入ったほうがいいのかなどというふうには思っておりました。

○鈴木委員長 漢字ということと、長くなってしまいますが、札幌市と町内会を入れるということでもよろしいでしょうか。

○福土副委員長 いいのではないですか。

○鈴木委員長 今回、自治基本条例とまちづくり活動促進条例とは別に、町内会にフォーカスを絞ってということがあると思いますが、すっきりしたほうがいいのかというご意見なのかもしれませんが、川北委員、その辺はいかがでしょうか。

○川北委員 まち育て町内会条例でも構わないと思います。札幌市みんなでまち育て町内会条例と。ちょっと長いですが、あとは通称で。

○鈴木委員長 どうでしょうか。一応、それなりにフォーカスされたものは四つになりますけれども、二つ、三つのほうがいいですか。

○事務局（福澤市民自治推進課長） これで決めるものではありませんので、例示としていろいろな案があるということで、四つでも十分だと思います。

○鈴木委員長 それぞれ特徴を持ったキーワードが入っていますので、この四つを例示することでもよろしいでしょうか。

○事務局（高橋地域支援担当係長） その四つを確認させていただければと思います。

まず、資料2の新条例名の案の上から四つ目の札幌市地域で結び未来へつなぐ町内会応援条例が一つ目、二つ目は、基本となるというか、札幌市町内会マチトモ条例、三つ目は、下から2番目の町内会と共に人と人が支える地域づくりの条例となっていますが、札幌市町内会とともに人と人が支える地域づくり条例としてはいかがかという意見が出ていたかと思えます。四つ目は、案で出ていたものとしては鈴木委員長の4番目の札幌市町内会を中心としたまち育て条例でしたが、今、川北委員から、札幌市みんなでまち育て町内会条例としてはいかがかという案がありましたので、それを四つ目とカウントすることでもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○事務局（高橋地域支援担当係長） では、この四つを案として提示したいと思います。

通称につきましては、マチトモ条例とマチトモの輪条例が出てきておりますが、ここはこちらで整理させていただきたいと思えます。

あと、追加ですけれども、今、町内会という表記をしておりますが、他の都市におきましては、町内会という言い方を使っていたり、町内会、自治会、町内会等というような言い方があります。札幌市では、今後、法制との相談にはなってきますが、町内会、自治会を含めて、町内会と呼称したいと考えております。これもよろしいでしょうか。

（「異議なし」と発言する者あり）

○鈴木委員長 今さらですが、実際に札幌市には自治会がどのくらいあるのですか。そもそも町内会と自治会はどちらなのでしたか。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 町内会のほうが多くはなっていますが、自治会もご

ざいます。あとは、町内会、自治会と言わずに、何々の会みたいな名前をつけているところもありますので、全てが必ず町内会と定まっているわけではないです。

○鈴木委員長 その辺は、広く地縁を中心とした組織に対して、活性化というか、応援するということがありましたので、文言につきましてはお任せになると思いますけれども、一応、委員会としては町内会と表記するということですね。

それではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○鈴木委員長 条例名に関して、全体を通して何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○鈴木委員長 それでは、いろいろなご意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日いただいたご意見を反映して、事務局のほうで修正していただきますが、もしよろしければ委員長の私と福土副委員長に一任していただければそれはそれで進めますし、もし皆さんのほうでもう一度ちゃんと確認したいということであれば、そのようにさせていただきますけれども、いかがなさいましょうか。

一任ではよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○鈴木委員長 それでは、基本的には、委員長である私が責任を持って当たりますので、委員長に一任とさせていただきます。

それでは、本日、第4回目の議事は、全て終了になります。

これをもちまして町内会に関する新たな条例の検討は終わりとなりますが、今後のスケジュールにつきましては、事務局よりご説明をお願いいたします。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 皆様、4回にわたり、どうもありがとうございました。

基本的には、本日でこの討議は終了となりまして、先ほど委員長からありましたように、修正につきましては事務局と委員長で確認させていただき、完成したものを皆さんにお送りしたいと考えております。

この提言につきましては、市長への手交を行いたいと考えておりまして、市長日程に合わせるようになってくるかと思いますが、今後、4月下旬から5月の連休明けごろを想定して調整を行っていきたいと考えております。皆様にもご案内差し上げますので、参加できる委員はぜひご参加いただきたいと考えております。

また、今後の進め方ですけれども、まず、庁内の調整を進めまして、パブリックコメントへと進んでまいります。その過程におきまして、状況いかにによっては、再度お集まりいただいてご意見をいただくことが出てくるかもしれません。そのときにはご協力をお願いいたします。

なお、皆様の任期は1年となっておりますので、1年の間に何かがありましたらご協力をお願いいたします。

以上となります。

○鈴木委員長 ありがとうございます。

ちなみに、任期は何月まででしたか。

○事務局（高橋地域支援担当係長） 最初の1回目の会議からになりますので、来年の1月16日までになります。

○鈴木委員長 ことしいっぱいは少なくとも任期中となります。

最後に、全体を通してご質問等がございましたらお願いいたします。

（「なし」と発言する者あり）

○鈴木委員長 それでは、ないようですので、これをもちまして第4回の会議を閉会いたしますが、最後になりますので、閉会の前に委員の皆様方から一言ずつご感想等をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

福士副委員長から、時計回りをお願いいたします。

○福士副委員長 長い間、どうもご苦労さまでございました。

果たしてこれで町内会が動くのかどうか、これからの大きな試金石になるのかなという感じがします。でも、町内会という必要性、位置づけというのは、間違いなく営々として築かれたものでございますから、いわゆる継続性というものを大いに見直しながら先につなげていく必要があるのかなと思います。事務局には苦労してこの提案書の中身をつくってもらいましたので、これで果たしてわかるのかなという一つの疑問はあるけれども、あとは、補足として別冊のマニュアルという部分をどういうふう定期的に出していかだと思えます。やっぱり、そのことで、先につながり、よく見えるような状況になっていくのかなという感じがします。そんなことで、本当に短い期間でしたが、中身の濃い会議ができたなというふうに考えております。

そういうことで、今後ともひとつよろしくお願いいたします。

○五十嵐委員 すばらしい委員会に参加させていただき、ありがとうございます。

この条例ができることにより、町内会の会員がふえることを望むとともに、私たち役員も、町内会をやらせていただくことによって本当に元気に過ごせることを会員に言っていただきながら、一人でも多くの役員がふえることを祈っております。いろいろありがとうございました。

○川北委員 皆さん、1月からの長い間、お疲れさまでございました。

多分、一番経験が少ないと思うのですが、私なりにお話ししたいなと思ったけれども、とんちんかんなことばかり言って、皆さんにご迷惑をかけたなと思っております。私の町内会も来月に2回目の総会を迎えるので、またリーダーシップをとりながら、こういったせっかくの機会を生かして、しっかりよい方向に向けていきたいなと思っていただきますので、今後ともよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○木村委員 今回は、この委員会に参加させていただき、どうもありがとうございました。

1回目は残念ながら出られませんでしたでしたが、2回目から参加して、とても話しやすく、

自分でもいろんな事情を話し過ぎたかなというところもあります。やっぱり、いろいろな町内会の現状を知って、うちの課題も見つかりましたし、あとは、それを自分で生かしていこうかなと前向きな感じで取り組めるようになりました。そういうことがこの条例としてでき上がり、また次へつなげられればいいかなと思っております。

P T Aの方がスムーズに町内会に移行できるような環境ができたらいいなと、いつも思っております。実は、子どもが小学校のとき、授業で役所の人に来られて公共事業の説明をされたときがあって、すごく授業が盛り上がったのですね。ここにこんなのが建つのだとか、ここでこんな工事をしているのだということを知ると、子どもたちも、すごく目をきらきらさせて、できたときに、あのときに言っていたこれだなんて言っているのを見て、やっぱりそういうことは大事なのだな、自分が住んでいるまちを知るのは大事なのだなと自分で感じました。それをうまく伝えるのがなかなかできないのですが、これからそれを伝える形を自分なりに探して、未来へつなげていけたらいいなと思っております。

長くなりましたが、ありがとうございました。

○齋藤委員 皆さん、事務局の方もお疲れさまでした。

秋元市長が就任されたときから、市民の声を聞くということを常日ごろからおっしゃっていて、私は市民としてそれがすごく心強く感じておりました。この新しい町内会に関する条例も、幾つかある目玉の一つになると思いますが、その条例の検討委員会に参加できたことをすごく光榮に思っています。ありがとうございました。

私は、これからも、子どもたち、おじいちゃん、おばあちゃんだったり、お母さんと町内会の活動をつなげていくような草の根的な活動に情熱を燃やして頑張っていきたいと思えます。何かあるときには皆さんにご連絡したいと思えますので、よろしく願いいたします。お疲れさまでした。

○町田委員 いろいろと大変お世話になりました。大変短い期間でしたが、大変勉強させていただいた、それが実感でございます。本筋から大分離れたような話を勝手にしゃべりまして、逆に、皆さんには大変迷惑をかけたのかなと、そんな反省をしております。大変勉強になりました。

私も、できるだけ皆さんを勧誘しながら、皆さんの自立心を大事にしながら、町内会活動を通して地域の町内会を少しでもよくしていきたいと考えております。そして、ほかの町内会の皆さん、会長といろいろ話し合い、それから、連合町内会にもいろいろな話し合いの場がございますので、そんなところで少しずつでもそういう気持ちを皆さんと話し合いながら、共有して、町内会の発展に少しでも役立つことができればなど、そんな大それた気持ちを持っております。

大変お世話になりました。ありがとうございました。

○鈴木委員長 最後に、私から、一言、申し上げたいと思えます。

実質3カ月間で4回という短い委員会でしたが、皆様から非常に素晴らしいアイデアやご意見をいただきました。私も、委員長という立場を仰せつかりまして議事を進

めてまいりましたが、本当に皆様のご協力でうまくまとめることができたかなと思っております。

皆様は、町内会の重要性とか、町内会の思いとか、市民一人一人の活動の重要性を本当にきちっと認識していただいております、それぞれの立場でさまざまな活動をやられている方が集まって夢のある議論ができたことは、私にとっては非常にうれしい場でしたし、時間だったかなと思っています。まとめというより、皆様といろいろ議論できたことが私としては何よりも一番うれしかったことであります。今後、また条例化に向けて札幌市でいろいろやられていくかと思いますが、いい意味で我々が勝手に応援大使になって、またそれぞれの活動の場で、条例の重要性といいますか、楽しさを伝えていくという役目ができればいいかなというふうに思っております。私もその一人として、今後も応援大使のつもりで頑張っていきたいなと思っております。

最後に、先ほど齋藤委員からもお話がございましたが、皆様と知り合いになれたことが何よりの財産だと思っております。今後、また何かあれば皆さんにお声がけさせていただくことがあるかもしれませんが、そのときは、ぜひ、あなた、誰と言わず、一緒に協力していただければと思います。

どうもありがとうございました。

では、事務局にマイクをお返ししたいと思います。

○吉田市民自治推進室長 事務局を代表して、私から、一言、お話しさせていただければと思っております。

委員の皆様には、ことしの1月から4回にわたってご出席いただきまして、短期集中型での議論ということで、大変ご負担をかけたのではないかなと思います。そういった中にもかわらず、それぞれのご経験に基づきまして、大変熱心に幅広く意見をお出しいただけたかなというふうに思っております、本当に感謝する次第でございます。

皆様にとりましては、本当でしたら、条例の内容や表現がどうだというようなご議論よりも、地域が元気になる具体的な施策についての議論のほうがきつしやすかったのではないかなとご推察するところでございます。ただ、ご承知のとおり、地域コミュニティ検討委員会という場でそういったところを既に行っておりまして、今回は条例づくりに特化した議論となってしまったところがありましたが、皆さんの思いは今回の提言書の中に凝縮されているのではないかなと思っております。

実は、検討委員会の議論を通じて、私自身もいろいろ考えさせられたところが多々ございました。特に、皆様からのご意見、あるいはアンケートにも多く出ていたのは、町内会への加入や参加がなぜ義務づけられないのだろうかということだったと思います。これについては、私自身も答えは持っておりませんが、義務とか任意というふうに問われれば、やはり義務ではないとお答えするしかないのかもしれませんが、しかし、法律上でいうところの義務と、道義的なものとの違いというのは恐らくあるのかなと思います。やはり、同じ地域に住む人同士の助け合いとか、お互いさまという認識をいかに共有できるのか。そ

こを丁寧にやっていく必要があるのかなと思いますし、そこが町内会は会社組織とは違うボランティアな住民組織であることによって立つところなのかなというふうに思っております。

こんなことを考えているうちに、イソップ童話の「北風と太陽」というお話を思い出しました。北風と太陽が旅人の上着をいかに脱がせるかという力比べをするお話がございませぬ。北風が力いっぱい旅人の上着を吹き飛ばそうとしても、旅人は上着をしっかりと押さえて脱がせることができなかつた、それに対して、太陽がさんさんと暖かい日差しを降り注ぐと、旅人はみずから上着を脱いだという話です。今回の意見の中にも、みずから入りたくなるような町内会が大事ではないかというお話をいただきまして、私は、町内会にはまさに北風よりも太陽のようなやり方がふさわしいのではないかというふうに個人的に受けとめている次第です。

条例の検討は、皆様から市長に提言書を手交していただいた後、次のステージへと移ってまいります。しかし、条例の制定がゴールではなくて、町内会の理念を幹とした条例、それから、今後も私どものほうで進めていきます具体的なさまざまな施策が枝葉となって、今後もさまざまな取り組みを進めていく必要があるのだらうなというふうに、皆様からのお話をいただいて非常に痛切に感じたところでございます。

先ほど皆様からもお話しいただきましたが、今回、せっかくこのような検討に携わっていただきましたので、ぜひとも、今後の行く末も太陽のように温かく見守っていただければ大変ありがたいなと思います。そしてまた、いろいろなご意見、激励をいただければなというふうに思っております。

ちょっと長くなりましたが、本当にどうもありがとうございました。

### 3. 閉 会

○事務局（福澤市民自治推進課長） 本日は、ありがとうございました。

以上で、会議を終わらせていただきます。

どうもお疲れさまでございました。

以 上